

暴風警報及び特別警報発令時の措置について

- 1 午前7時の時点で大阪市に**暴風警報もしくは特別警報**が発令されているときには**臨時休業**といたします。
- 2 各注意報、また暴風警報以外の警報（大雨洪水警報など）の場合は、安全に注意しながら登校させてください。平常どおり授業を行います。
- 3 生徒が登校後、大阪市に暴風警報もしくは特別警報が発令された場合は、生徒の安全を考慮し、適切な時間に下校させます。